資料１

協議会規約の変更案等について

斐伊川水系　生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会　規約（案）　新旧対照表

現行	変更案
（目的） 第１条　斐伊川水系において、多様な主体が連携・協働し、大型水鳥類を指標とする生態系ネットワークの形成を通じた地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討を目的として、「斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。 （協議事項） 第２条　協議会の協議事項は、以下のとおりとする。 一　斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること 二　斐伊川水系における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること 三　斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること 四　その他、前条の目的を達成するために必要な事項 （組織等） 第３条　協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。 ２　委員の任期は、委嘱のあった日から２年間とする。ただし、再任を妨げない。 （会長） 第４条　協議会に会長を置く。会長は事務局の推薦によってこれを定める。 ２　会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。 ３　会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。 （協議会の招集） 第５条　協議会は、会長が招集する。 ２　協議会は、委員の１／２以上の出席をもって成立する。 ３　協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。 （専門部会） 第６条　協議会規約の第２条に掲げる事業を具体的に推進するために、主要課題に関する専門的な検討を行う部会を置くことができる。 ２　部会の名称や検討事項、構成等、部会の運営上必要な事項については、別途定めるものとする。	（目的） 第１条　斐伊川水系において、多様な主体が連携・協働し、大型水鳥類を指標とする生態系ネットワークの形成を通じた地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討を目的として、「斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。 （協議事項） 第２条　協議会の協議事項は、以下のとおりとする。 一　斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること 二　斐伊川水系における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること 三　斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること 四　その他、前条の目的を達成するために必要な事項 （組織等） 第３条　協議会の委員は、別表一に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。 ２　委員の任期は、委嘱のあった日から２年間とする。ただし、再任を妨げない。 （会長） 第４条　協議会に会長を置く。会長は事務局の推薦によってこれを定める。 ２　会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。 ３　会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。 （協議会の招集） 第５条　協議会は、会長が招集する。 ２　協議会は、委員の１／２以上の出席をもって成立する。 ３　協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。 ~~（専門部会）~~ ~~第６条　協議会規約の第２条に掲げる事業を具体的に推進するために、主要課題に関する専門的な検討を行う部会を置くことができる。~~ ~~２　部会の名称や検討事項、構成等、部会の運営上必要な事項については、別途定めるものとする。~~ （圏域部会の設置等） 第６条　協議会には、協議会規約の第２条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行う別表二の圏域部会を置くことができる。 ２ 圏域部会は、協議会が必要と認めた場合に設置する。 ３ 圏域部会の検討事項、部会長を含む構成等、運営上必要な事項については、別途定めるものとする。 ４ 圏域部会は、検討結果を協議会に報告するものとする。 （ワーキングの設置等） 第７条 協議会規約の第２条に掲げる事業を具体的に推進するために、主要課題に関する専門的な検討を行う別表三三のワーキングを置くことができる。

現行	変更案
	２　ワーキングは、協議会の会長、および圏域部会長の協議により必要と認めた場合、協議会の会長が設置するものとする。 ３　ワーキングの開催にあたっての議事、構成等、運営上必要な事項については、開催の都度事務局が定めるものとする。 ４　ワーキングは、検討結果を、圏域部会または協議会に報告するものとする。
第７条　協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。	第~~７~~８条　協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。
（会議の公開） 第８条　協議会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。	（会議の公開） 第~~８~~９条　協議会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。
（その他） 第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。	（その他） 第~~９~~１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。
附　則 この規約は、平成２７年１０月１３日から施行する。 （改正）平成２９年３月１５日から施行する。 （改正）平成２９年１０月３０日から施行する。	附　則 この規約は、平成２７年１０月１３日から施行する。 （改正）平成２９年３月１５日から施行する。 （改正）平成２９年１０月３０日から施行する。 （改正）令和●年●月●日から施行する。また、斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会生息環境づくり部会規約、および、同地域づくり部会規約は廃止する。

現行

別表　協議会委員名簿（第３条関係）

構　成			氏　名	団体名等	
専門家	生物多様性	会長	涌井 史郎	東京都市大学	特別教授
	鳥類		佐藤　仁志	(公財)日本野鳥の会	副会長
	報道		舟越　幹洋	(株)山陰中央新報社	出雲総局長
	経済		古瀬　誠	(株)山陰合同銀行	特別顧問
	鳥類		呉地　正行	日本雁を保護する会	会長
関係団体			三吉 庸善	中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会	会長
			谷本　晴美	鳥取西部農業協同組合	代表理事組合長
			竹下　正幸	島根県農業協同組合	代表理事組合長
			今岡　一朗	中海・宍道湖観光協会会議	会長
			外谷　久人	中海漁業協同組合	代表理事組合長
			門脇　幹男	宍道湖漁業協同組合	代表理事組合長
			山根　成二	斐伊川漁業協同組合	代表理事組合長
			片寄　巌	神戸川漁業協同組合	代表理事組合長
			神谷　要	米子水鳥公園	館長
			岩城　良行	(公財)ホシザキグリーン財団	事務局長
			原田　孟	NPO法人いずも朱鷺21	理事長
			青木　広幸	NPO法人国際交流フラワー21	理事長

関係行政 機関	伊木　隆司	米子市長
	中村　勝治	境港市長
	松浦　正敬	松江市長
	長岡　秀人	出雲市長
	近藤　宏樹	安来市長
	速水　雄一	雲南市長
	勝田　康則	奥出雲町長
	山碕　　英樹	飯南町長
	柴田　亮	国土交通省出雲河川事務所
	鳥取県　生活環境部	
	鳥取県　農林水産部	
	鳥取県　県土整備部	
	鳥取県　西部総合事務所	
	島根県　地域振興部	
	島根県　環境生活部	
	島根県　農林水産部	
	島根県　商工労働部	
	島根県　土木部	
事務局	国土交通省(出雲河川事務所)	

オブザーバー

関係行政機関	環境省 中国四国地方環境事務所
	農林水産省 中国四国農政局

変更案

別表一　協議会委員名簿（第３条関係）

構　成			氏　名	団体名等	
専門家	生物多様性	会長	涌井 史郎	東京都市大学	教授
	鳥類		佐藤　仁志	(公財)日本野鳥の会	副会長
	報道		舟越　幹洋	(株)山陰中央新報社	出雲総局長
	経済		古瀬　誠	(株)山陰合同銀行	特別顧問
	鳥類		呉地　正行	日本雁を保護する会	会長
関係団体			堀田　收	中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会	会長
			谷本　晴美	鳥取西部農業協同組合	代表理事組合長
			石川　寿樹	島根県農業協同組合	代表理事組合長
			松浦　正敬	中海・宍道湖観光協会会議	会長
			外谷　久人	中海漁業協同組合	代表理事組合長
			門脇　幹男	宍道湖漁業協同組合	代表理事組合長
			山根　成二	斐伊川漁業協同組合	代表理事組合長
			片寄　巌	神戸川漁業協同組合	代表理事組合長
			神谷　要	米子水鳥公園	館長
			岩城　良行	(公財)ホシザキグリーン財団	事務局長
			原田　孟	NPO法人いずも朱鷺21	理事長
			青木　広幸	NPO法人国際交流フラワー21	理事長

関係行政 機関	伊木　隆司	米子市長
	中村　勝治	境港市長
	松浦　正敬	松江市長
	長岡　秀人	出雲市長
	近藤　宏樹	安来市長
	速水　雄一	雲南市長
	勝田　康則	奥出雲町長
	山碕　　英樹	飯南町長
	大作　和弘	国土交通省出雲河川事務所
	鳥取県　生活環境部	
	鳥取県　農林水産部	
	鳥取県　県土整備部	
	鳥取県　西部総合事務所	
	島根県　地域振興部	
	島根県　環境生活部	
	島根県　農林水産部	
	島根県　商工労働部	
	島根県　土木部	
事務局	国土交通省(出雲河川事務所)	

オブザーバー

関係行政機関	環境省 中国四国地方環境事務所
	農林水産省 中国四国農政局

現行	変更案
	別表二　圏域部会の名称と検討対象区域（第６条関係）

名称	検討範囲・目的
中海・宍道湖圏域部会	鳥取県米子市および境港市、並びに島根県松江市、出雲市および安来市を合わせた区域における課題に対する検討を行う。
出雲・雲南圏域部会	島根県出雲市、雲南市、飯南町および奥出雲町を合わせた区域における課題に対する検討を行う。

別表~~二~~三　ワーキングの名称と目的（第７条関係）

名称	目的
水辺環境ワーキング	河川・湖沼における自然環境の保全・再生・創出に向けた検討を行う。
鳥類ワーキング	流域全体を対象として、大型水鳥類の生息環境の保全・再生・創出等に向けた検討を行う。
農地環境ワーキング	大型水鳥類の生息環境改善に資する農業の手法や効果的な普及方法等について検討を行う。
地域振興ワーキング	圏域の自然環境を活用した観光、広報や商品開発等の、地域振興を推進させる方策について検討を行う。
環境学習ワーキング	大型水鳥類に象徴される地域の魅力や生態系ネットワークの意義に関する学びを、効果的に推進させる方策について検討を行う。

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会　出雲・雲南圏域部会　規約（案）　新旧対照表

現行	変更案
	（名称） 第１条　斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第７条に基づき、「出雲・雲南圏域部会」（以下、「部会」という）を設置する。 （定義） 第２条　この規約における「出雲・雲南圏域」とは、島根県出雲市、雲南市、飯南町および奥出雲町を合わせた区域をいう。 （検討事項） 第３条　部会は、次の事項について検討を行う。 一　出雲・雲南圏域における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること 二　出雲・雲南圏域における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること 三　出雲・雲南圏域における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること 四　出雲・雲南圏域における大型水鳥類を活用した産業の振興等に関すること 五　その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項 （構成） 第４条　部会には、部会長１名、副部会長１名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。 ２　部会は、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。 ３　部会は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から２年間とし、再任を妨げない。 ４　部会は、委員の１／２以上の出席をもって成立する。 （事務局） 第５条　部会の事務局は、雲南市に置く。 （会議の公開） 第６条　部会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。 （その他） 第７条　この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。 附則 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。 別表　出雲・雲南圏域部会委員名簿（第４条関係） （検討中）

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会　中海・宍道湖圏域部会　規約（案）　新旧対照表

現行	変更案
	（名称） 第１条　斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第７条に基づき、「中海・宍道湖圏域部会」（以下、「部会」という）を設置する。 （定義） 第２条　この規約における「中海・宍道湖圏域」とは、鳥取県米子市および境港市、並びに島根県松江市、出雲市および安来市を合わせた区域をいう。 （検討事項） 第３条　部会は、次の事項について検討を行う。 一　中海・宍道湖圏域における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること 二　中海・宍道湖圏域における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること 三　中海・宍道湖圏域における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること 四　中海・宍道湖圏域における大型水鳥類を活用した産業の振興等に関すること 五　その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項 （構成） 第４条　部会には、部会長１名、副部会長１名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。 ２　部会は、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。 ３　部会は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から２年間とし、再任を妨げない。 ４　部会は、委員の１／２以上の出席をもって成立する。 （事務局） 第５条　部会の事務局は、~~雲南市に置く~~部会を構成する委員による協議の上、定めるものとする。 （会議の公開） 第６条　部会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。 （その他） 第７条　この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。 附則 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。 別表　中海・宍道湖圏域部会委員名簿（第４条関係） （検討中）

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会　生息環境づくり部会　規約　新旧対照表

現行	変更案
（名称） 第１条　斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第６条に基づき、「生息環境づくり部会」（以下「部会」という。）を設置する。 （検討事項） 第２条　部会は、次の事項について検討を行う。 一　斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること 二　斐伊川水系における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること 三　斐伊川水系自然再生計画の策定にあたり必要とされる事項 四　その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項 （構成） 第３条　部会には、部会長１名、副部会長１名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。 ２　部会は、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。 ３　部会は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から２年間とし、再任を妨げない。 ４　部会は、委員の１／２以上の出席をもって成立する。 （ワーキング） 第４条　部会規約第２条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行うワーキングを置くことができる。 ２　ワーキングは、必要事項について経過及び結果を部会に報告する。 ３　ワーキングの参加者は開催の都度、定めるものとする。 （事務局） 第５条　部会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。 （会議の公開） 第６条　部会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。 （その他） 第７条　この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。 附則 この規約は、平成２９年３月１５日から施行する。 （改正）平成２９年１０月３０日から施行する。	（廃止）

現行	変更案
別表：生息環境づくり部会　委員名簿	（廃止）

構　成	氏　名	団体名等	
専門家	佐藤　仁志	(公財)日本野鳥の会	副会長
	梶川　勇樹	鳥取大学	准教授
	森 茂晃	（公財）ホシザキグリーン財団 ホシザキ野生生物研究所	所長
	林　成多	（公財）ホシザキグリーン財団 ホシザキ野生生物研究所	事業課　調査研究係長
	井上　雅仁	島根県立三瓶自然館サヒメル	課長代理
	神谷　要	米子水鳥公園	館長

関係行政機関	鳥取県
	島根県
	米子市
	境港市
	松江市
	出雲市
	安来市
	雲南市
	奥出雲町
	飯南町

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会　地域づくり部会　規約　新旧対照表

現行	変更案
（名称） 第１条　斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第６条に基づき、「地域づくり部会」（以下「部会」という。）を設置する。 （検討事項） 第２条　部会は、次の事項について検討を行う。 一　斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること 二　斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること 三　斐伊川水系における大型水鳥類を活用した農業や観光業の振興等に関すること 四　その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項 （構成） 第３条　部会には、部会長１名、副部会長１名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。 ２　部会は、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。 ３　部会は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から２年間とし、再任を妨げない。 ４　部会は、委員の１／２以上の出席をもって成立する。 （ワーキング） 第４条　部会規約第２条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行うワーキングを置くことができる。 ２　ワーキングは、必要事項について経過及び結果を部会に報告する。 ３　ワーキングの参加者は開催の都度、定めるものとする。 （事務局） 第５条　部会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。 （会議の公開） 第６条　部会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。 （その他） 第７条　この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。 附則 この規約は、平成２９年３月１５日から施行する。 （改正）平成２９年１０月３０日から施行する。	（廃止）

現行

別表：地域づくり部会　委員名簿

構　成	氏　名	団体名等	
専門家	舟越　幹洋	株式会社 山陰中央新報社	出雲総局長
	田邊　達也	神門通り甦りの会	代表
	安喰　哲哉	株式会社 山陰合同銀行	地域振興部長
	奥森　隆夫	特定非営利法人 未来守りネットワーク	理事長
	松本　真悟	島根大学	教授
	河津　幸榮	農事組合法人 ファーム宇賀荘	代表理事組合長
	田渕　肇	農事組合法人ゆとりの里 下古志ファーム13	副代表理事

関係行政機関	鳥取県
	島根県
	米子市
	境港市
	松江市
	出雲市
	安来市
	雲南市
	奥出雲町
	飯南町

変更案

（廃止）

参考：推進体制再編に関する検討の経緯

■　2017 年度の、協議会を中心とした推進体制は、図-1 の通り。

図-1　協議会等の推進体制図（2017 年度）

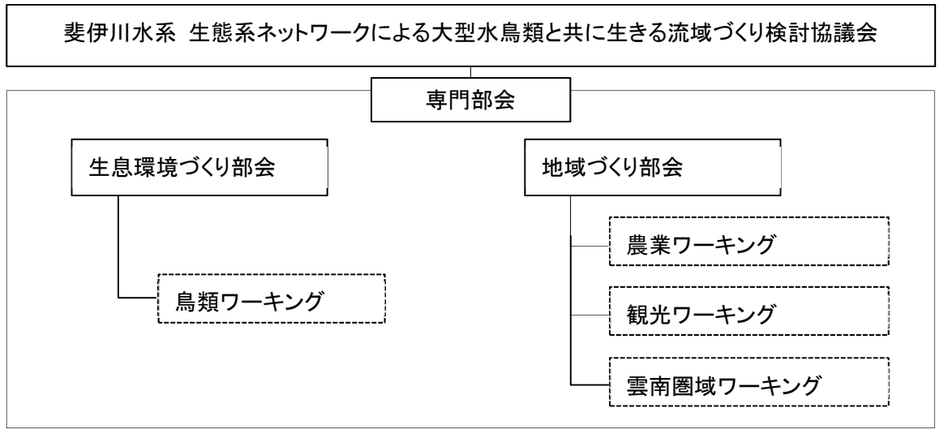

■　第 5 回協議会（2018 年 2 月 28 日）において、事務局より、部会等の再編案を提示した（図-2）。

図-2　協議会等の推進体制（案）

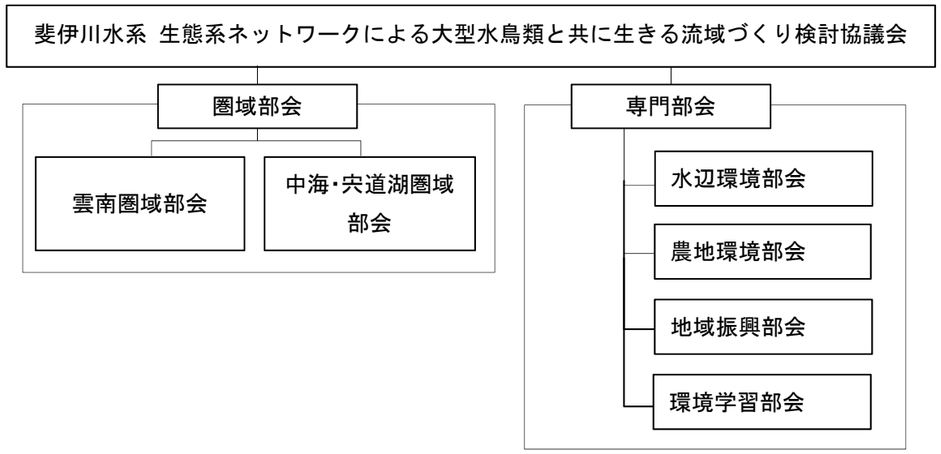

修正箇所、および理由は以下の通り。

修正箇所	理由
2 つの専門部会を 4 つに再編。 生息環境づくり部会 → 水辺環境部会、農地環境部会 地域づくり部会 → 農地環境部会、地域振興部会、環境学習部会	地域づくり部会が担う検討事項が多岐に渡り（観光、農業、普及広報等）一つの部会では十分な検討が行えない。
協議会の下に 2 つの圏域部会を新設する。 ・ 雲南圏域部会　・ 中海・宍道湖圏域部会	検討対象区域が大きく（2 県 6 市 2 町）、地域の環境や社会の特性も異なることから、地域の特性にあわせた課題設定、および、課題解決に向けた方策の検討を行う場が必要。

結果：再編案について、了承を得た。（この時点では規約改訂せず）

■　第 6 回協議会（2019 年 2 月 4 日）において、事務局より、協議会規約の変更案とあわせ、体制の再修正案（図-3）を提示した。

図-3　協議会等の推進体制（案）

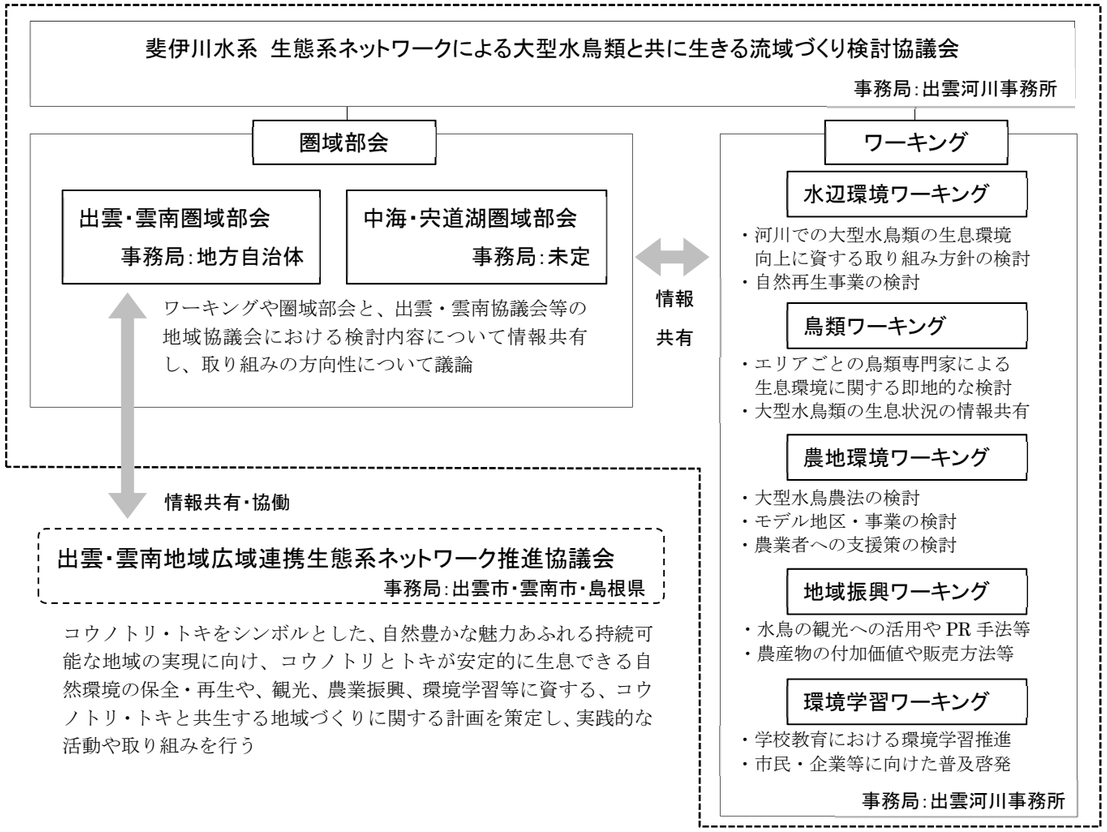

修正箇所、および理由等は以下の通り。

修正箇所	理由
各専門部会の名称について、「部会」を「ワーキング」とする。 水辺環境部会→水辺環境ワーキング 農地環境部会→農地環境ワーキング 地域振興部会→地域振興ワーキング 環境学習部会→環境学習ワーキング これらと「鳥類ワーキング」をあわせ、協議会の下に設置する	第 5 回協議会開催後、協議会委員より「各種課題の解決に向け専門的な議論を行う場は、運営のしやすさを考慮すると、構成員を課題に応じて変更できる方が望ましいのではないか」とする助言を受けたため。
当協議会とは別に、出雲市、雲南市、島根県が事務局とする、出雲・雲南地域を中心とした生態系ネットワークの形成等に向けた取り組みを進める「出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク推進協議会」が同年度に発足した。 当協議会との連携を密に図っていくことが望まれることから、あわせて掲載した。	

結果：1. 体制の修正案について、了承を得た。

2. 規約の変更案については、委員より複数の意見が出された。

体制の実現に向け、規約の変更案を継続して検討し、再度協議会の場に諮ることで了承を得た。

■　第６回協議会において提示した推進体制図より、新たに修正をかけた箇所は、以下の通り。

図-4　協議会等の推進体制（案）

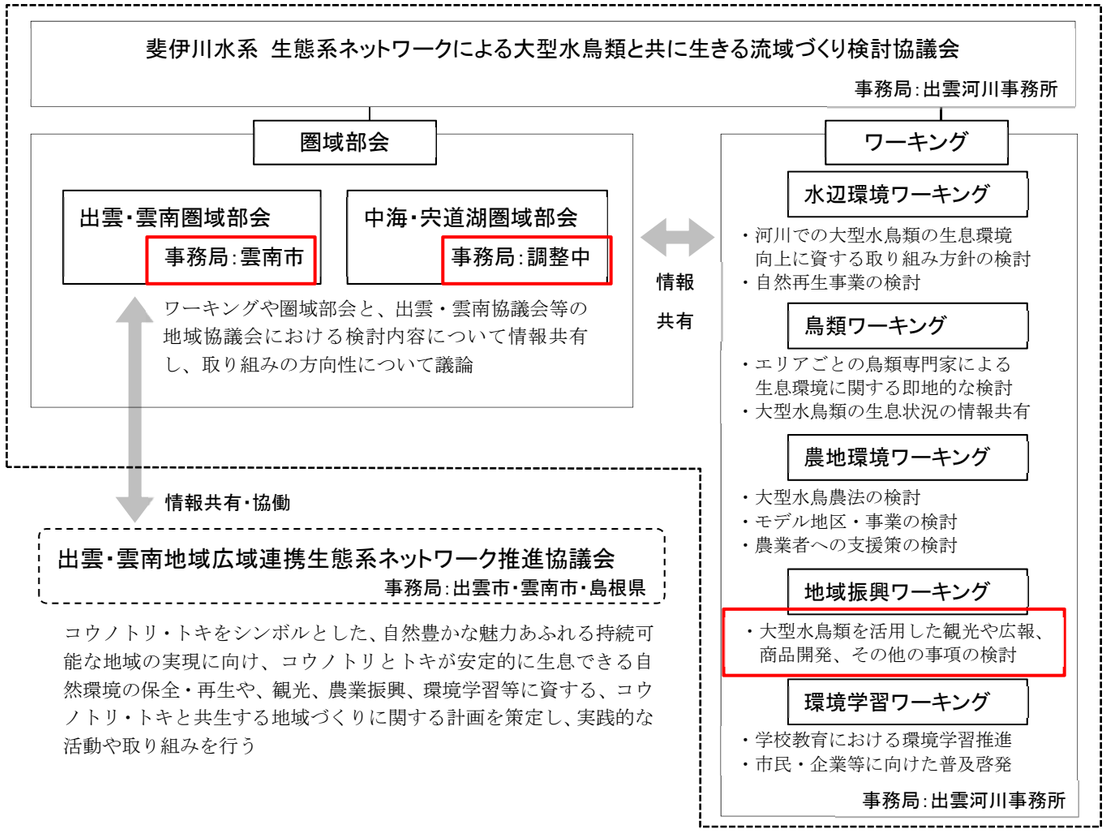

修正箇所、および理由は以下の通り。

修正箇所	理由
出雲・雲南圏域部会の事務局を「雲南市」に修正	出雲・雲南圏域部会規約（案）第５条による。
地域振興ワーキングにおいて取り扱うテーマ、課題に関する記述を修正。 ・水鳥の観光への活用やPR手法等 ・農産物の付加価値や販売方法等 → ・大型水鳥類を活用した観光や広報、商品開発、その他の事項の検討	「大型水鳥類の生息環境づくりにつながる農法で得られた農産物の付加価値や販売方法の検討」は、農地環境ワーキングの「農業者への支援策」の一つとして、同ワーキングの中で検討することが望ましいと判断したため。